

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行																
○略語とその定義一覧	○略語とその定義一覧																
<table> <tr> <th>略語</th><th>定義</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>当局</td><td> ① (略) ② (略) ③ 農中にあつては、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	略語	定義	(略)	(略)	当局	① (略) ② (略) ③ 農中にあつては、農林水産省経営局金融調整課及び <u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>	(略)	(略)	<table> <tr> <th>略語</th><th>定義</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>当局</td><td> ① (略) ② (略) ③ 農中にあつては、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	略語	定義	(略)	(略)	当局	① (略) ② (略) ③ 農中にあつては、農林水産省経営局金融調整課及び <u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>	(略)	(略)
略語	定義																
(略)	(略)																
当局	① (略) ② (略) ③ 農中にあつては、農林水産省経営局金融調整課及び <u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>																
(略)	(略)																
略語	定義																
(略)	(略)																
当局	① (略) ② (略) ③ 農中にあつては、農林水産省経営局金融調整課及び <u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>																
(略)	(略)																
本編 I 基本的考え方 I－3 監督指針策定の趣旨 I－3－3 監督指針の位置付け【共通】 (1) (略) (2) 農政局、財務局及び沖縄総合事務局は監督指針に基づき組合の監督事務を実施するものとする。 また、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>においても同様の取扱いとする。 (3) (略)	本編 I 基本的考え方 I－3 監督指針策定の趣旨 I－3－3 監督指針の位置付け【共通】 (1) (略) (2) 農政局、財務局及び沖縄総合事務局は監督指針に基づき組合の監督事務を実施するものとする。 また、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>においても同様の取扱いとする。 (3) (略)																

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－４ システムリスク Ⅱ－３－４－１ システムリスク Ⅱ－３－４－１－４ システム障害発生時等における留意点【共通】 Ⅱ－３－４－１－４－１ 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点【共通】 (1) 農政局及び財務局における対応 系統金融機関において、共同センター（全国を地区とするものを除く。以下(1)において同じ。）に起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該系統金融機関又はその当該系統金融機関と同一の都道府県に設立されている信連及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該系統金融機関又は当該系統金融機関と同一の都道府県に設立されている信連に対して、直ちに、監督指針のⅡ－３－４－１－２(10)及びⅡ－３－４－１－３(2)に沿った対応を求めるとともに、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室宛てその旨の連絡を速やかに行う</u>など農林水産省及び関係する農政局（北海道にあっては農林水産省経営局金融調整課。沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部。(2)において同じ。）並びに金融庁及び関係する財務局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局財務部。(2)において同じ。）との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必	Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－４ システムリスク Ⅱ－３－４－１ システムリスク Ⅱ－３－４－１－４ システム障害発生時等における留意点【共通】 Ⅱ－３－４－１－４－１ 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点【共通】 (1) 農政局及び財務局における対応 系統金融機関において、共同センター（全国を地区とするものを除く。以下(1)において同じ。）に起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該系統金融機関又はその当該系統金融機関と同一の都道府県に設立されている信連及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該系統金融機関又は当該系統金融機関と同一の都道府県に設立されている信連に対して、直ちに、監督指針のⅡ－３－４－１－２(10)及びⅡ－３－４－１－３(2)に沿った対応を求めるとともに、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室あてその旨の連絡を速やかに行う</u>など農林水産省及び関係する農政局（北海道にあっては農林水産省経営局金融調整課。沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部。(2)において同じ。）並びに金融庁及び関係する財務局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局財務部。(2)において同じ。）との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
要に応じ、当該共同センターの業務区域内に設立されている信連、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対しても同席を求めるよう努めるものとする。 (2) 農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>における対応 (略) Ⅱ－３－９ 危機管理体制 Ⅱ－３－９－５ 風評に関する危機管理体制【共通】 (1)～(4) (略) (5) 信連 ① 農政局及び財務局は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>へ報告するものとする。 ② 農林水産省経営局金融調整課及び北海道財務局は、北海道信用農業協同組合連合会（以下「北海道信連」という。）より上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、北海道財務局にあっては<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金</u>	要に応じ、当該共同センターの業務区域内に設立されている信連、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対しても同席を求めるよう努めるものとする。 (2) 農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>における対応 (略) Ⅱ－３－９ 危機管理体制 Ⅱ－３－９－５ 風評に関する危機管理体制【共通】 (1)～(4) (略) (5) 信連 ① 農政局及び財務局は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>へ報告するものとする。 ② 農林水産省経営局金融調整課及び北海道財務局は、北海道信用農業協同組合連合会（以下「北海道信連」という。）より上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、北海道財務局にあっては<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>へ報告す

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>融室</u>へ報告するものとする。 (6) (略) (7) 農中 農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認するものとする。 Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理 Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携【共通】 (1) 農林水産本省と農政局及び金融庁と財務局との連携 ① (略) ② 農協法第98条第13項又は再編強化法第43条第3項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち農協法施行令第59条第2項又は再編強化法施行令第10条の規定に基づき財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、財務局長は、事情を調査の上、その意見を付して、金融庁長官に進達することとするほか、信連に関しては、参考となる情報があれば、適宜、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に情報提供するなど密接な連携に努めるものとする。	るものとする。 (6) (略) (7) 農中 農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認するものとする。 Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理 Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携【共通】 (1) 農林水産本省と農政局及び金融庁と財務局との連携 ① (略) ② 農協法第98条第13項又は再編強化法第43条第3項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち農協法施行令第59条第2項又は再編強化法施行令第10条の規定に基づき財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、財務局長は、事情を調査の上、その意見を付して、金融庁長官に進達することとするほか、信連に関しては、参考となる情報があれば、適宜、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に情報提供するなど密接な連携に努めるものとする。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
③ (略) (2) 農林水産本省と金融庁との連携 系統金融機関に係る認可又は承認等に当たっては、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>は相互に情報提供する等密接な連携に努めるものとする。 (3)・(4) (略) Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携【共通】 Ⅲ－１－３－２ 検査部局による検査着手前【共通】 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、系統金融機関の現状等（注１）についての説明（注２）を行うものとする。 （注１）（略） （注２）検査担当者へ説明する監督部局 ① 信連及び農中に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。 ア・イ (略) ウ <u>金融庁検査部局</u>の検査担当者に対する説明部局は、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u> ② (略)	③ (略) (2) 農林水産本省と金融庁との連携 系統金融機関に係る認可又は承認等に当たっては、農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>は相互に情報提供する等密接な連携に努めるものとする。 (3)・(4) (略) Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携【共通】 Ⅲ－１－３－２ 検査部局による検査着手前【共通】 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、系統金融機関の現状等（注１）についての説明（注２）を行うものとする。 （注１）（略） （注２）検査担当者へ説明する監督部局 ① 信連及び農中に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。 ア・イ (略) ウ <u>金融庁検査局</u>の検査担当者に対する説明部局は、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u> ② (略)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後【共通】 (1) (略) (2) 信連・農中 検査書の交付日と原則として同日付けで、農林水産省又は金融庁は、信連・農中に対し、農協法第 93 条又は農中法第 83 条（付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の指摘がある場合については、農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条。以下(5)及びⅢ－１－３－４(1)並びに(4)において同じ。)に基づき、当該検査書において指摘された事項（預貯金口座名寄せのためのデータ整備状況等の指摘事項を含む。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を 1 か月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－３(1)参照）。 ただし、検査書の中に、上記(1)①から③まで（農中にあつては、上記(1)③イの「検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、」とあるのは「検査結果による自己資本比率又はレバレッジ比率の低下が著しい場合には、」と読み替えるものとする。）に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、以下(3)（注 1）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、上記(1)①から③までに記載する着眼点の例示に留意し	Ⅲ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後【共通】 (1) (略) (2) 信連・農中 検査書の交付日と原則として同日付けで、農林水産省又は金融庁は、信連・農中に対し、農協法第 93 条又は農中法第 83 条（付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の指摘がある場合については、農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条。以下(5)及びⅢ－１－３－４(1)、(4)において同じ。)に基づき、当該検査書において指摘された事項（預貯金口座名寄せのためのデータ整備状況等の指摘事項を含む。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を 1 か月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－３(1)参照）。 ただし、検査書の中に、上記(1)①から③（農中にあつては、上記(1)③イの「検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、」とあるのは「検査結果による自己資本比率又はレバレッジ比率の低下が著しい場合には、」と読み替えるものとする。）に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、以下(3)（注 1）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、上記(1)①から③に記載する着眼点の例示に留意しつつ、

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
つつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。 共同検査（農林水産省と農林水産省以外の機関が共同して行う検査）の場合の農協法第 93 条の報告徴求命令の発出及び報告の受理（以下「発出等」という。）の担当部局は、以下のとおりとする。 ①・② （略） ③ 農中 農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>（ただし、検査指摘事項又は報告徴求事項によっては、相手方の同意の下、発出等の権限を単独で行使することを妨げない。） (3)～(5) （略） (6) 農政局経営・事業支援部経営支援課は農林水産省経営局金融調整課、財務局理財部金融監督第二課は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。また、財務局理財部金融監督第二課における<u>金融庁検査部局</u>との連携については財務局検査担当課を通じて行うものとする。 (7) （略） Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大	十分検討したうえで報告を求めることとする。 共同検査（農林水産省と農林水産省以外の機関が共同して行う検査）の場合の農協法第 93 条の報告徴求命令の発出及び報告の受理（以下「発出等」という。）の担当部局は、以下のとおりとする。 ①・② （略） ③ 農中 農林水産省経営局金融調整課及び<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>（ただし、検査指摘事項又は報告徴求事項によっては、相手方の同意の下、発出等の権限を単独で行使することを妨げない。） (3)～(5) （略） (6) 農政局経営・事業支援部経営支援課は農林水産省経営局金融調整課、財務局理財部金融監督第二課は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。また、財務局理財部金融監督第二課における<u>金融庁検査局</u>との連携については財務局検査担当課を通じて行うものとする。 (7) （略） Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
規模地震対策特別措置法関係）【共通】 (1)・(2) (略) (3) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、当局は遅滞なく、經由部局を經由の上、農林水産省経営局長及び<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 Ⅲ－２ 系統金融機関に関する苦情・情報提供等 Ⅲ－２－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応【共通】 (1) (略) (2) 系統金融機関に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（様式・参考資料編 様式Ⅲ－２－１(2)参照）するものとする。 なお、農政局、財務局及び沖縄総合事務局が受けた相談・苦情等において、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに農林水産省経営局金融調整課又は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に報告するものとする。また、都道府県においても、都道府県が受けた相談・苦情等のうち、特に有力な情報と認められるものについては、經由部局を經由して、農林水産省経営局金融調整課に報告するものとする。 (3) 農政局（沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下(3)において	規模地震対策特別措置法関係）【共通】 (1)・(2) (略) (3) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、当局は遅滞なく、經由部局を經由の上、農林水産省経営局長及び<u>金融庁監督局長</u>に報告するものとする。 Ⅲ－２ 系統金融機関に関する苦情・情報提供等 Ⅲ－２－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応【共通】 (1) (略) (2) 系統金融機関に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（様式・参考資料編 様式Ⅲ－２－１(2)参照）するものとする。 なお、農政局、財務局及び沖縄総合事務局が受けた相談・苦情等において、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに農林水産省経営局金融調整課又は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に報告するものとする。また、都道府県においても、都道府県が受けた相談・苦情等のうち、特に有力な情報と認められるものについては、經由部局を經由して、農林水産省経営局金融調整課に報告するものとする。 (3) 農政局（沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下(3)において

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
同じ。)又は財務局(沖縄総合事務局財務部を含む。以下(3)において同じ。)は、その管内における1年間の相談・苦情等の件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までにそれぞれ農林水産省経営局金融調整課又は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に報告するものとする(農政局にあっては様式・参考資料編 様式Ⅲ－2－1(3)参照。財務局にあっては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 様式Ⅲ－2－1(3)参照)。 (4) (略) Ⅲ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅲ－3－2 照会に対する回答方法【共通】 (1)・(2) (略) (3) 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、農協法、農中法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける農協、信連又は農中等その他団体(注)から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。 (注) その他団体とは、農協法等その執行権限を有する法令の直	同じ。)又は財務局(沖縄総合事務局財務部を含む。以下(3)において同じ。)は、その管内における1年間の相談・苦情等の件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までにそれぞれ農林水産省経営局金融調整課又は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に報告するものとする(農政局にあっては様式・参考資料編 様式Ⅲ－2－1(3)参照。財務局にあっては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 様式Ⅲ－2－1(3)参照)。 (4) (略) Ⅲ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅲ－3－2 照会に対する回答方法【共通】 (1)・(2) (略) (3) 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、農協法、農中法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける農協、信連又は農中等その他団体(注)から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。 (注) その他団体とは、農協法等その執行権限を有する法令の直

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。 ①・② （略） ③ 照会窓口 ア 農協については、照会書面の受付窓口を都道府県農協金融担当課とする。都道府県が照会書面を受領した場合には、經由部局を經由して速やかに照会内容に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整課又は金融庁担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。 イ 信連・農中については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整課（信連（北海道信連を除く。）は農政局経営・事業支援部経営支援課）又は金融庁担当課室（信連は財務局理財部金融監督第二課）とする。 農政局が照会書面を受領した場合には、速やかに農林水産省経営局金融調整課に電子メール等により照会書面を送付することとする。 財務局が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に、電子メール等により照会書面を送付することとする。 ④・⑤ （略） (4)・(5) （略）	接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。 ①・② （略） ③ 照会窓口 ア 農協については、照会書面の受付窓口を都道府県農協金融担当課とする。都道府県が照会書面を受領した場合には、經由部局を經由して速やかに照会内容に係る法令を所管する農林水産省又は金融庁の担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。 イ 信連・農中については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令を所管する農林水産省（信連（北海道信連を除く。）は農政局）又は金融庁（信連は財務局）の担当課室とする。 農政局が照会書面を受領した場合には、速やかに農林水産省経営局金融調整課に電子メール等により照会書面を送付することとする。 財務局が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に、電子メール等により照会書面を送付することとする。 ④・⑤ （略） (4)・(5) （略）

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）【共通】 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 14 年 3 月 27 日農林水産省訓令第 4 号）を、金融庁では、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 13 年 7 月 16 日）をそれぞれ定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料 3 の各細則を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整課又は<u>金融庁銀行・証券監督局総務課（財務局）</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管す	Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）【共通】 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 14 年 3 月 27 日農林水産省訓令第 4 号）を、金融庁では、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 13 年 7 月 16 日）をそれぞれ定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料 3 の各細則を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整課又は<u>金融庁監督局総務課（財務局）</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
る<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 (削る) (2) (略) Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】 系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 4 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。 なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。 (注 1) ～ (注 3) (略) (注 4) 地域活性化事業会社（農協法第 11 条の 66 第 1 項第 8 号及び第 11 条の 67 第 4 項並びに農中法第 72 条第 1 項第 11 号及び第 73 条第 8 項に規定する会社をいう。以下「(注 5)」において同じ。）について、信用事業命令第 34 条第 8 項第 2 号及	子メール等により送付する。 <u>(注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) (略) Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】 系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 4 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。 なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。 (注 1) ～ (注 3) (略) (注 4) 地域活性化事業会社（農協法第 11 条の 66 第 1 項第 8 号又は第 11 条の 67 第 4 項若しくは農中法第 72 条第 1 項第 11 号又は第 73 条第 8 項に規定する会社をいう。以下「(注 5)」において同じ。）について、信用事業命令第 34 条第 8 項第 2 号

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>び</u>第 44 条第 1 項第 2 号<u>並びに</u>農中法施行規則第 95 条第 7 項第 2 号<u>及び</u>第 104 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するかの判断に当たっては、「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に単に合致しているかにより判断して差し支えないが、「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出」以外にも、例えば地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となり得ることに留意する。 (注 5)・(注 6) (略) Ⅲ－４－８－９ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】 (1)・(2) (略) (3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について ①・② (略) ③ 監督手法・対応 優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的に	<u>又は</u>第 44 条第 1 項第 2 号<u>若しくは</u>農中法施行規則第 95 条第 7 項第 2 号<u>又は</u>第 104 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するかの判断に当たっては、「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に単に合致しているかにより判断して差し支えないが、「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出」以外にも、例えば地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となり得ることに留意する。 (注 5)・(注 6) (略) Ⅲ－４－８－９ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】 (1)・(2) (略) (3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について ①・② (略) ③ 監督手法・対応 優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的に

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
モニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第10号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第10条の3第3号及び農中法施行規則第83条の2第3号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、<u>金融庁銀行・証券監督局証券課及び証券取引等監視委員会</u>と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。	モニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第10号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第10条の3第3号及び農中法施行規則第83条の2第3号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、<u>金融庁監督局証券課及び証券取引等監視委員会</u>と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。
Ⅲ－5 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－5－1 行政指導等を行う際の留意点【共通】 系統金融機関に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。	Ⅲ－5 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－5－1 行政指導等を行う際の留意点【共通】 系統金融機関に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
る。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 (1)～(3) (略) (4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① (略) ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）。 ア～ウ (略) Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－6－4 関係当局等との連携及び連絡 (1) 組合 上記Ⅲ－6－1－1 (1)から(6)の不利益処分等をしようとする場合には、農政局経営・事業支援部経営支援課は農林水産省経営局金融調整課、財務局金融監督担当課は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 また、必要に応じて、農政局間及び財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。	る。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 (1)～(3) (略) (4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① (略) ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）。 ア～ウ (略) Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－6－4 関係当局等との連携及び連絡 (1) 組合 上記Ⅲ－6－1－1 (1)から(6)の不利益処分等をしようとする場合には、農政局経営・事業支援部経営支援課は農林水産省経営局金融調整課、財務局金融監督担当課は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 また、必要に応じて、農政局間及び財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
(2) (略) IV 特定信用事業代理業 IV－3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 IV－3－1 一般的な事務処理 IV－3－1－5 行政報告【組合】 (1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式IV－3－1－5 (2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあつては、所属組合が農協の場合は知事に報告し、信連の場合は当該所属組合を管轄する農政局長に通知することとし、財務局長にあつては、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、様式IV－3－1－5によることとする。 ①～⑦ (略) VII 業務代理組合が行う代理業務 VII－3 業務代理組合の監督に係る事務処理 VII－3－1 一般的な事務処理	(2) (略) IV 特定信用事業代理業 IV－3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 IV－3－1 一般的な事務処理 IV－3－1－5 行政報告【組合】 (1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>金融庁監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式IV－3－1－5 (2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあつては、所属組合が農協の場合は知事に報告し、信連の場合は当該所属組合を管轄する農政局長に通知することとし、財務局長にあつては、<u>金融庁監督局長</u>に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、様式IV－3－1－5によることとする。 ①～⑦ (略) VII 業務代理組合が行う代理業務 VII－3 業務代理組合の監督に係る事務処理 VII－3－1 一般的な事務処理

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
Ⅶ－３－１－５ 行政報告【信連】 (1) 財務局長は、各四半期末現在における業務代理組合の状況について、翌月 20 日までに<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式Ⅵ－３－１－５ (2) 財務局長は、業務代理組合の監督に関し、次の①から⑤までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。なお、①の場合における報告は、様式Ⅵ－３－１－５によることとする。 ①～⑤ (略) Ⅶ－４ 業務代理組合 Ⅶ－４－２ 主な着眼点【共通】 Ⅶ－４－２－７ その他 Ⅶ－４－２－７－２ 代理事業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】 再編強化法施行規則第 11 条第 9 項に規定する代理事業に関する報告書の縦覧については次のとおり取り扱うものとする。 なお、報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産に関する調書や貸借対照表が含まれると考えられる。 また、氏を改めた者が報告書の縦覧に係る申請をする場合におい	Ⅶ－３－１－５ 行政報告【信連】 (1) 財務局長は、各四半期末現在における業務代理組合の状況について、翌月 20 日までに<u>金融庁監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式Ⅵ－３－１－５ (2) 財務局長は、業務代理組合の監督に関し、次の①から⑤までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、<u>金融庁監督局長</u>に報告するものとする。なお、①の場合における報告は、様式Ⅵ－３－１－５によることとする。 ①～⑤ (略) Ⅶ－４ 業務代理組合 Ⅶ－４－２ 主な着眼点【共通】 Ⅶ－４－２－７ その他 Ⅶ－４－２－７－２ 代理事業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】 再編強化法施行規則第 11 条第 9 項に規定する代理事業に関する報告書の縦覧については次のとおり取り扱うものとする。 なお、報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産に関する調書や貸借対照表が含まれると考えられる。 また、氏を改めた者が報告書の縦覧に係る申請をする場合におい

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
ては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。 (1) (略) (2) 農林水産省又は金融庁若しくは財務局での縦覧 ①～③ (略) ④ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ア (略) イ 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者 ウ (略) ⑤ (略) IX 系統金融機関関係その他の留意点 IX－2 業務報告書等の提出【信連】 IX－2－1 事業計画書及び業務報告書【信連】 (1) (略) (2) ① 事業計画書 農林水産大臣及び<u>財務局長</u>が信連から事業計画書の提出を受けるに当たっては、<u>経由部局（財務局長を除く。）</u>を経由の上、提出を受けるものとする。	ては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。 (1) (略) (2) 農林水産省又は金融庁若しくは財務局での縦覧 ①～③ (略) ④ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ア (略) イ 報告書を汚損若しくは破損し、<u>縦覧を停止</u>又はそのおそれがあると認められる者 ウ (略) ⑤ (略) IX 系統金融機関関係その他の留意点 IX－2 業務報告書等の提出【信連】 IX－2－1 事業計画書及び業務報告書【信連】 (1) (略) (2) ① 事業計画書 農林水産大臣及び<u>金融庁長官</u>が信連から事業計画書の提出を受けるに当たっては、<u>経由部局</u>を経由の上、提出を受けるものとする。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
②（略） Ⅸ－２－３ 決算速報及び仮決算速報【信連】 農林水産大臣及び<u>財務局長</u>が信連から決算速報及び仮決算速報の提出を受けるに当たっては、<u>経由部局（財務局長を除く。）</u>を経由の上、提出を受けるものとする。 様式・参考資料編 Ⅰ 申請書等様式集 別紙様式５－４－１ 年 月 日 <u>金融庁銀行・証券監督局長</u> ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 特定農業協同組合の承認について（報告） （略） 別紙様式５－４－２ 年 月 日	②（略） Ⅸ－２－３ 決算速報及び仮決算速報【信連】 農林水産大臣及び<u>金融庁長官</u>が信連から決算速報及び仮決算速報の提出を受けるに当たっては、<u>経由部局</u>を経由の上、提出を受けるものとする。 様式・参考資料編 Ⅰ 申請書等様式集 別紙様式５－４－１ 年 月 日 <u>金融庁監督局長</u> ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 特定農業協同組合の承認について（報告） （略） 別紙様式５－４－２ 年 月 日

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>金融庁銀行・証券監督局長</u> ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 第2号特定農業協同組合の承認の取消し及び 第1号特定農業協同組合の承認について（報告） （略） 別紙様式5－5 年 月 日 <u>金融庁銀行・証券監督局長</u> ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 特定農業協同組合の合併（解散）について （略） 別紙様式9－6 代理事業に関する報告書縦覧申請書 年 月 日 〇〇財務（支）局長 ○○○○ 殿 金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿	<u>金融庁監督局長</u> ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 第2号特定農業協同組合の承認の取消し及び 第1号特定農業協同組合の承認について（報告） （略） 別紙様式5－5 年 月 日 <u>金融庁監督局長</u> ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 特定農業協同組合の合併（解散）について （略） 別紙様式9－6 代理事業に関する報告書縦覧申請書 年 月 日 〇〇財務（支）局長 ○○○○ 殿 金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後				現 行			
縦覧の目的				縦覧の目的			
<u>認可番号</u>	業務代理組合の商号、名称又は氏名	貸出	返納	<u>許可番号</u>	業務代理組合の商号、名称又は氏名	貸出	返納
(略)				(略)			
Ⅲ 参考資料				Ⅲ 参考資料			
【資料 3】Ⅲ－1－8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係				【資料 3】Ⅲ－1－8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係			
金 融 庁				金 融 庁			
金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則				金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則			
平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうか				平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうか			

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
についての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年7月16日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. (略) 2. 照会 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記	についての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年7月16日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. (略) 2. 照会 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記(3)照会書

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
(3) 照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 (2)～(5) (略) 3.・4. (略) 5. 実施時期 平成13年7月16日より実施する。 (改正) - 平成15年7月4日 上記4. 改正、実施。 - 平成16年5月14日 上記3. (3)、(5)改正、実施。 - 平成17年10月7日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。 - 平成19年7月2日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。 - 令和3年6月30日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。 <u>令和8年8月17日 上記2. (1)改正、実施。</u>	の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 (2)～(5) (略) 3.・4. (略) 5. 実施時期 平成13年7月16日より実施する。 (改正) - 平成15年7月4日 上記4. 改正、実施。 - 平成16年5月14日 上記3. (3)、(5)改正、実施。 - 平成17年10月7日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。 - 平成19年7月2日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。 - 令和3年6月30日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。 (新設)

附 則

この通知の改正は、令和8年8月17日から適用する。